

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向1__消費生活の安全・安心の確保 課題1__食品の安全性の確保							
1	消費生活センター	食中毒及びその疑いによる健康危機が生じた際は、食品衛生所管課等と迅速に連携を取り、健康被害の拡大防止等の対策を実施します。	1	1			食品に関する相談情報連絡票の送付件数(件)
	生活衛生課						
	食品安全課						
2	生活衛生課	食の安全性確保のため、食品衛生法に基づき、千葉市食品衛生監視指導計画を策定します。	1	1		新規	
3	食品安全課	食品衛生法に基づき食品営業施設等の監視指導を実施します。	1	1			食品営業施設等の監視件数(回)
4	食品安全課	地方卸売市場における食品営業施設等の監視指導、食品検査を実施します。	1	1			
5	食品安全課	食鳥検査、食鳥処理場の監視指導を実施します。	1	1			
6	健康科学課	食品衛生法に基づく食品検査を実施します。	1	1			
7	農政課	新鮮で安心な農産物の供給確保のため「千葉市産農産物生産者認証制度」を運用します。	1	1			

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向1__消費生活の安全・安心の確保 課題2__住まいの安全性の確保							
8	環境衛生課	シックハウス対策や衛生害虫の自主的な駆除など、住居衛生に関する相談業務を行います。	1	2			
9	住宅政策課	木造住宅及び分譲マンションの耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を助成します。	1	2			
10	住宅政策課	すまいアップコーナー(千葉市住宅関連情報提供コーナー)において、住まいに関する情報提供などの相談業務を行います。	1	2			
11	建築審査課	住宅の確認申請において、建築基準法等に基づく厳格な審査を行うとともに、中間検査及び完了検査での検査率の向上を目指し、法の的確な運用を図ります。	1	2			

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向1__消費生活の安全・安心の確保 課題3__商品・サービスの安全性の確保							
12	消費生活センター	消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づく立入検査の実施により、商品等の安全性に係る表示の確保を図ります。	1	3			①消費生活用製品安全法に基づく立入検査件数(件) ②電気用品安全法に基づく立入検査件数(件)
13	消費生活センター	事業者に対し条例に規定する不適正な取引行為を行わないよう指導の強化を図ります。	1	3			
14	環境衛生課	市内に流通する家庭用品について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく監視指導を実施します。	1	3			
15	健康科学課	家庭用品について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に定める規格基準に適合しているか検査を実施します。	1	3			
基本的方向1__消費生活の安全・安心の確保 課題4__関係機関との連携							
16	消費生活センター	消費者庁、国民生活センター、千葉県ほか近隣都県市等との間で消費生活の安全・安心の確保に関する情報交換を行います。	1	4			
17	消費生活センター	商品やクリーニングなどのサービスの安全・安心確保のため、関係機関等に対し必要な検査を依頼します。	1	4			

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向2__適正な取引環境の確保 課題1__適正な表示の推進							
18	消費生活センター	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施により、適正な品質表示の確保を図ります。	2	1			立入検査件数(件)
19	消費生活センター	消費者が商品の内容等を理解し、正しく選択できるよう、条例に関する基準の遵守状況に関する調査を実施します。	2	1			
20	食品安全課	食品衛生法に基づき、食品の名称、製造所所在地、製造者氏名、消費又は賞味期限、添加物等の表示の監視・指導を実施します。	2	1			
基本的方向2__適正な取引環境の確保 課題2__適正な計量の推進							
21	消費生活センター	計量法に基づき、事業所で使用するはかりの定期検査を行います。	2	2			はかりの定期検査個数(個)
22	消費生活センター	計量法に基づき、計量販売している商店・スーパー等へ立ち入り、商品の量目についての検査を行い、合わせて制度の意義の説明及び技術的な助言を行います。	2	2			立入検査件数(件)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向2__適正な取引環境の確保 課題3__生活関連商品の調査、安定供給							
23	危機管理課	災害時において生活関連商品の円滑な流通を図るため必要があると判断したときは、事業者に対し円滑な供給その他必要な措置を講ずるよう依頼します。	2	3			
	消費生活センター						
24	消費生活センター	生活関連商品等の価格等について必要に応じて調査を行い、市民に対し情報提供します。	2	3			
25	産業支援課	市民が身近に利用できるように商店街等活性化事業に対する支援を行い、地域商業の振興を図ります。	2	3			
26	地方卸売市場	地方卸売市場の適正な運営により、生活関連商品の安定的な供給の確保を図ります。	2	3			

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向3__相談による消費者被害の救済 課題1__消費者被害の救済							
27	消費生活センター	消費生活センターに寄せられた苦情相談の内容を分析し、消費者被害の未然防止・拡大防止などに関する施策へ反映させます。	3	1			
28	消費生活センター	弁護士会等との連携による多重債務問題等に関する特別相談を実施します。	3	1			
29	消費生活センター	区役所や商業施設等で出張相談を実施します。	3	1			
30	消費生活センター	インターネットによる消費生活相談を実施します。	3	1			
31	消費生活センター	消費生活センターへの来所が困難な相談者に対応するため、FAXや相談員の訪問による相談について実施を検討します。	3	1		新規	
32	消費生活センター	消費生活相談の利便性向上のため、相談日及び時間の拡充を図ります。	3	1		新規	
33	消費生活センター	研修や情報の共有等を通じて消費生活相談員の資質の向上を図り、適切な相談対応を行います。	3	1			
34	消費生活センター	若年者に対する特別相談を実施します。	3	1			
基本的方向3__相談による消費者被害の救済 課題2__相談体制の強化							
35	消費生活センター	外国人や聴覚障害者等の消費生活相談において三者間通話等の活用を図ります。	3	2			
36	消費生活センター	消費生活相談窓口を周知し、相談者が自発的に消費生活相談を利用できる環境を整備します。	3	2			

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向3__相談による消費者被害の救済 課題3__関係機関との連携							
37	男女共同参画課	男女共同参画センターにおいて、電話や面接により、女性の悩みや不安その他各種相談について、女性の専門相談員による相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携します。	3	3		新規	
38	男女共同参画課	男女共同参画センターにおいて、女性の精神科医や弁護士による専門相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携します。	3	3		新規	
39	男女共同参画課	男女共同参画センターにおいて、電話により、男性の悩みや不安その他各種相談について、男性の専門相談員による相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携します。	3	3		新規	
40	消費生活センター	庁内関係課と連携し、消費生活相談窓口の利用促進を図ります。	3	3			
41	消費生活センター	千葉市多重債務者支援庁内連絡会議における多重債務者支援策を推進します。	3	3			

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1__消費者被害防止のための教育(分類1__消費者被害防止に係る教育の促進)							
42	消費生活センター	若者に対する消費者教育の推進のため、教育現場への消費生活相談員の派遣、職場体験学習の実施等やその他啓発を行います。 主な関係先: 学校、高校、大学 対象年齢期: 小学校期、中学校期、高校生期、成人期(特に若者)	4	1	(1)		
43	消費生活センター	消費者被害の防止のため、庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、市等が主催するイベントに参加して、最新の悪質商法と対処法等の啓発を行います。 主な関係先: 庁内関係課、ちばし消費者応援団 対象年齢期: 全世代	4	1	(1)		
44	消費生活センター	地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や区役所等と連携して、消費者被害の防止のための講演会等を開催します。 主な関係先: 警察、区役所 対象年齢期: 高校生期、成人期	4	1	(1)		
45	消費生活センター	悪質商法に関する情報提供の機会を増やすため、消費生活講座やセンター主催の講演会に、悪質商法とその対処法に関する講座を加えます。 主な関係先: - 対象年齢期: 高校生期、成人期	4	1	(1)		実施回数・受講者数(回・人)
46	消費生活センター	消費者被害の防止や消費生活に関するものなど、市民の要望に応じたくらしの巡回講座を開催します。 主な関係先: 地域団体 対象年齢期: 小学生期～成人期	4	1	(1)		実施回数・受講者数(回・人)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
47	消費生活センター	成年後見制度の利用を円滑に行えるよう、周知・啓発を行います。 主な関係先:千葉市成年後見支援センター 対象年齢期:高校生期、成人期	4	1	(1)		
	高齢福祉課						
48	地域包括ケア推進課	地域や職域における認知症の方の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座を開催します。 主な関係先:学校、町内自治会、事業者 対象年齢期:小学生期～成人期	4	1	(1)		実施回数・受講者数(回・人)
49	高齢福祉課	消費生活センター等と連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催します。 主な関係先:消費生活センター、いきいきプラザ、いきいきセンター 対象年齢期:成人期(特に高齢者)	4	1	(1)		実施回数・受講者数(回・人)
	高齢施設課						
50	生涯学習振興課	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費者被害の防止に関する講座を開催します。 主な関係先:消費生活センター、公民館、生涯学習センター 対象年齢期:成人期	4	1	(1)		実施回数・受講者数(回・人)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1__消費者被害防止のための教育(分類2__消費者被害防止に係る啓発の促進)							
51	地域安全課	警察から情報提供を受けた、最近の犯罪発生状況や防犯対策情報を千葉市地域防犯ニュースとしてホームページに掲載し、情報提供を行います。 主な関係先:警察 対象年齢期:高校生期、成人期	4	1	(2)		
52	地域安全課	消費者や関係者に対し、緊急性のある情報の注意喚起を迅速に行うため、ちばし安全・安心メールやホームページを活用した架空請求などに関する情報提供を行います。 主な関係先:警察 対象年齢期:高校生期、成人期	4	1	(2)		メール送付人数及び件数(人・件) ホームページ更新回数(回)
	消費生活センター						
53	消費生活センター	若年者に対し街頭キャンペーンなどを実施します。 主な関係先:― 対象年齢期:高校生期、成人期(特に若者)	4	1	(2)		
54	消費生活センター	ホームページ、市政だより、啓発冊子など様々な媒体を活用して、消費者被害に関する情報提供を行います。 主な関係先:― 対象年齢期:高校生期、成人期	4	1	(2)		

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題1__消費者被害防止のための教育(分類3__消費者被害防止のための見守り体制の強化)							
55	地域安全課	市、事業者を構成員とする地域防犯連絡会を開催し、情報を共有するとともに、協働して啓発活動を実施します。 主な関係先:事業者、警察、庁内関係課 対象年齢期:全世代	4	1	(3)		
56	地域安全課	地域における防犯体制を強化するため、講座や防犯パトロールを行う団体の支援、防犯アドバイザーの派遣を行います。 主な関係先:市民団体等、防犯パトロール隊 対象年齢期:高校生期、成人期	4	1	(3)		派遣回数(回)
57	地域安全課	防犯意識の高揚を図るため、「防犯への協力に関する覚書」を締結します。また、市及び覚書締結事業者を構成員とする地域防犯連絡会議を開催し、情報を共有するとともに、協同して啓発活動を実施します。 主な関係先:事業者 対象年齢期:全世代	4	1	(3)		覚書締結事業者数・啓発実施回数(事業者、回)
58	消費生活センター	行政、関係団体などによる千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議を通じて連携の強化を図り、情報提供を行います。 主な関係先:委員、庁内関係課、社会福祉協議会 対象年齢期:高校生期、成人期	4	1	(3)		消費者被害注意報送付回数、啓発回数
59	高齢福祉課	高齢者の見守り活動を実施する町内自治会等に対し、活動の初期費用の助成及び見守り活動ガイドブックの提供を行い、高齢者見守り活動を推進します。 主な関係先:町内自治会、社会福祉法人 対象年齢期:成人期	4	1	(3)		助成件数(件)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2__自立した消費者になるための教育(分類1__食に関する教育の促進)							
60	健康支援課	関係機関と連携し、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進します。 主な関係先: 庁内関係課、関係行政機関、食品関係団体等 対象年齢期: 全世代	4	2	(1)		
61	健康支援課	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報の提供を行います。 主な関係先: ー 対象年齢期: 高校生期、成人期	4	2	(1)		
62	健康支援課	様々な年齢層を対象に、食育に関する講座を開催します。 主な関係先: 健康課、食生活改善推進員、食品関係団体 対象年齢期: 全世代	4	2	(1)		年代別講座受講者数(人)
63	健康支援課	食を通じた地域の健康づくりのボランティア活動を行う食生活改善推進員(ヘルスマイト)の養成・育成を行います。 主な関係先: 健康課 対象年齢期: 成人期	4	2	(1)		
64	健康支援課	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施する等、健康に関する情報を提供する事業者を「健康づくり応援店」として募り、店頭に健康づくり応援店証を掲示することにより、市民に周知し自らの健康づくりを推進します。 主な関係先: 食品安全課、事業者 対象年齢期: 全世代	4	2	(1)		健康づくり応援店件数(件)
65	生活衛生課	パンフレット、ホームページ等により、迅速かつわかりやすく食の安全確保に関する情報を提供します。 主な関係先: ー 対象年齢期: 高校生期、成人期	4	2	(1)		ホームページ更新回数(回)

第3次千葉市消費生活基本計画(案)__個別施策一覧

資料3

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
66	生活衛生課	食の安全に対する知識の普及を図るため、食の安全に関する講演会等を開催します。 主な関係先:消費者、食品等関係事業者 対象年齢期:高校生期、成人期	4	2	(1)		食品に関する相談情報連絡票の送付件数(件)
67	幼保運営課	毎日の保育の中で、乳幼児が発達・発育に応じて食について学べるよう、各保育所において食育計画を策定し、取り組みを実施します。 主な関係先:保育所、認定こども園 対象年齢期:幼児期	4	2	(1)		
68	幼保運営課	食育だより等を通じ、乳幼児及び小・中学生の保護者に対し健全な食生活に役立つ情報提供を行います。 主な関係先:保育所、認定こども園、学校 対象年齢期:幼児期、小学生期、中学生期	4	2	(1)		配布先件数(件)
	保健体育課						
69	廃棄物対策課	食品ロス削減を啓発するため、事業者と協働で食べきりキャンペーンを実施するとともに、小・中学校と連携し、給食だよりや校内放送を活用した普及啓発を図ります。 主な関係先:学校、事業者 対象年齢期:全世代	4	2	(1)	新規	
70	農政課	地産地消に関する市民の理解を深めるため、啓発を行います。 主な関係先:－ 対象年齢期:全世代	4	2	(1)	新規	啓発実施回数(回)
71	農政課	児童の「食」と「農」に対する関心と理解を深めるため、小学校で生産者による出張授業を実施します。 主な関係先:生産者、小学校 対象年齢期:小学生期	4	2	(1)		実施校数(校)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
72	農政課	農業に親しむ機会を提供するため、市民農園・体験農園・観光農園等において農業体験活動の場を提供します。 主な関係先:市民農園園主、体験農園園主、観光農園園主、農業団体 対象年齢期:全世代	4	2	(1)		①市民農園数・参加者数(区画、人) ②体験農園数・参加者数(区画、人) ③観光農園数・参加者数(箇所、人)
	農業経営支援課						
73	指導課	農山村留学を実施し、児童の食に関する理解を進めます。 主な関係先:小学校 対象年齢期:小学生期	4	2	(1)		実施校数、参加児童数(校、人)
74	保健体育課	各小、中、特別支援学校において食に関する指導の全体計画を策定し、食に関する教育を推進します。 主な関係先:農業協同組合、卸売業者、農政課、学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	4	2	(1)		

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2__自立した消費者になるための教育(分類2__情報とメディアに関する教育の促進)							
75	消費生活センター	インターネットに関連する消費者トラブルとその対処法や機器の適切な利用等に関する講座を開催します。 主な関係先:ー 対象年齢期:高校生期、成人期	4	2	(2)		実施回数・受講者数(回、人)
76	高齢福祉課	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師となりパソコンの活用に関する講座を開催します。 主な関係先:(公社)シルバー人材センター 対象年齢期:成人期	4	2	(2)		実施回数・受講者数(回、人)
77	高齢施設課	いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象としたパソコンの活用に関する講座を開催します。 主な関係先:いきいきプラザ、いきいきセンター 対象年齢期:成人期(特に高齢者)	4	2	(2)		実施回数・受講者数(回、人)
78	教育センター	千葉市小中学校版情報モラル教育カリキュラム及び情報モラルコンテンツの活用を支援する等、情報リテラシーの定着に向けた取り組みを進めます。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	4	2	(2)		
79	教育センター	インターネットにおける消費者トラブルに関する教育や情報通信技術を活用した授業の推進及び情報活用能力の育成のため、小・中・特別支援学校の関係する教員に対し研修を行います。 主な関係先:学校 対象年齢期:成人期	4	2	(2)		実施回数・受講者数(回、人)

番号	所管課	施策の内容	基本的方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2__自立した消費者になるための教育(分類3__環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①))							
80	環境保全課	環境家計簿機能を付したエコライフカレンダーを作成・配付し、地球温暖化対策に関する啓発を行います。 主な関係先:庁内関係課 対象年齢期:高校生期、成人期	4	2	(3)		配布部数(部)
81	環境保全課	ホームページを活用し、環境に関する啓発を行います。 主な関係先:－ 対象年齢期:高校生期、成人期	4	2	(3)		ホームページ更新回数(回)
82	環境保全課	大草谷津田いきものの里等を整備し、環境学習活動として自然観察会を実施します。 主な関係先:－ 対象年齢期:全世代	4	2	(3)		実施回数・参加者数(回、人)
83	環境保全課	児童、生徒向け環境教育教材を作成するとともにこれを活用し、環境教育を推進します。 主な関係先:学校 対象年齢期:成人期	4	2	(3)		
	指導課						
84	環境保全課	環境学習モデル校を指定し、環境保全活動を推進します。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	4	2	(3)		モデル校指定数(校)
	指導課						
85	環境保全課	環境保全に向けた意識の高揚を図るため、環境問題関連の講演会やイベント等を開催します。 主な関係先:エコメッセ実行委員会、事業者、環境NPO 対象年齢期:全世代	4	2	(3)		実施回数、参加者数(回、人)
	生涯学習振興課						

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
86	廃棄物対策課	焼却ごみの削減のため、大学生ボランティアグループとの連携など、様々な啓発活動を行います。 主な関係先: 大学生ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」 対象年齢期: 全世代	4	2	(3)		実施回数(回)
87	廃棄物対策課	生ごみの減量のため、食材などの無駄を減らすエコレシピ料理の普及啓発活動を行います。 主な関係先: 高校 対象年齢期: 高校生期	4	2	(3)		実施回数、受講者数(回、人)
88	廃棄物対策課	ごみの減量やリサイクルに関する市民の意識高揚を図るため、ごみ減量広報紙を発行し、啓発を行います。 主な関係先: ー 対象年齢期: 全世代	4	2	(3)		発行回数、部数(回、部)
89	廃棄物対策課	ごみの減量やリサイクルに関する事業者の意識高揚を図るため、啓発を行います。 主な関係先: ー 対象年齢期: 成人期	4	2	(3)	新規	実施回数(回)
90	廃棄物対策課	生ごみの減量及び資源化のため、研修を受講する等所定の要件を満たした者を生ごみ資源化アドバイザーとして登録します。 主な関係先: ー 対象年齢期: 成人期	4	2	(3)		登録者数(人)
91	廃棄物対策課	町内自治会・市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に、生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、適切な助言・技術指導を行います。 主な関係先: 町内自治会、市民活動団体、事業者 対象年齢期: 全世代	4	2	(3)		派遣回数、受講者数(回、人)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
92	廃棄物対策課	自発的なごみ減量・再資源化活動を推進するため、生ごみ減量処理機等の購入費の助成を行います。 主な関係先: ー 対象年齢期: 成人期	4	2	(3)		助成件数(件)
93	廃棄物対策課	未就学児や小学生を対象に、ごみの分別や3Rについて体験学習する「へらそうくんルーム」や「ごみ分別スクール」を実施します。 主な関係先: 保育所(園)、幼稚園、小学校 対象年齢期: 幼児期、小学生期	4	2	(3)		実施数(件)
94	廃棄物対策課	公共施設にボックスを設置し、回収した使用済小型家電を認定事業者に引き渡して有用な金属等のリサイクルを図ります。 主な関係先: ー 対象年齢期: 全世代	4	2	(3)	新規	ボックス設置箇所(箇所)
95	廃棄物対策課	食用油を回収する地域団体等を募集し、事業者が収集・精製してバイオディーゼル燃料にリサイクルする取り組みを推進します。 主な関係先: 地域団体、事業者 対象年齢期: 全世代	4	2	(3)	新規	回収団体数(団体)
96	廃棄物施設課	清掃工場や新浜リサイクルセンターにおいて、施設見学等環境教育に関する取組を行います。 主な関係先: ー 対象年齢期: 小学生期、成人期	4	2	(3)		実施回数、参加者数(回、人)
97	緑政課	ヒートアイランド現象や地球温暖化に対する緑化の取組みの一つである緑のカーテンについて、ゴーヤの種の配布や、ホームページでの紹介及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を行います。 主な関係先: 公共施設等 対象年齢期: 全世代	4	2	(3)		種配布数、苗配布数(袋、苗)

第3次千葉市消費生活基本計画(案)__個別施策一覧

資料3

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
98	動物公園	動物公園において開催している飼育員のガイドの中で、規格外の野菜をエサとして利用し、環境に配慮した飼育に努めていることなどを伝え、環境教育を推進します。 主な関係先:－ 対象年齢期:全世代	4	2	(3)		実施回数

番号	所管課	施策の内容	基本的方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2__自立した消費者になるための教育(分類4__国際理解教育の促進(持続可能な開発のための教育②))							
99	国際交流課	(公財)千葉市国際交流協会を通じ、市内の国際交流・国際協力活動を行う団体を支援します。 主な関係先:(公財)千葉市国際交流協会 対象年齢期:全世代	4	2	(4)		助成件数(件)
100	国際交流課	友好親善や相互理解を深め、国際理解を推進するため、姉妹都市との青少年交流を実施します。 主な関係先:(公財)千葉市国際交流協会 対象年齢期:中学生期～成人期(特に若者)	4	2	(4)		参加者数
101	指導課	英語を母語とする外国人講師を市立小・中・高等学校に配置し、語学指導を充実させ、異文化理解を推進し、コミュニケーションを図る態度や能力を育成します。 主な関係先:学校、高校 対象年齢期:小学生期、中学生期、高校生期	4	2	(4)		外国人講師配置数(人)
102	指導課	小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、児童生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	4	2	(4)		実施校数(校)
103	指導課	帰国児童生徒及び外国人児童生徒の特性を伸長させるための指導や適応指導を実施することで、帰国児童生徒等の学級への溶け込みを図り、児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進します。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学生期	4	2	(4)		外国人児童指導教室設置数、協力員数(箇所、人)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
104	稲毛高等学校・附属中学校	海外姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。 主な関係先：－ 対象年齢期：中学校、高校	4	2	(4)		

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2__自立した消費者になるための教育(分類5__消費生活の様々な分野における教育の促進)							
105	給与課	市職員に対し、退職後のライフプランに関する講座を開催します。 主な関係先:－ 対象年齢期:成人期	4	2	(5)		
106	広報広聴課	市民の法知識向上のため、千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を開催します。 主な関係先:千葉県弁護士会 対象年齢期:高校生期、成人期	4	2	(5)		実施回数、受講者数(回、人)
107	消費生活センター	「暮らしの情報いずみ」を発行し、情報提供を推進します。 主な関係先:ちばし消費者応援団、町内自治会、医療機関等 対象年齢期:高校生期、成人期	4	2	(5)		発行回数、配布先件数(回、件)
108	消費生活センター	債務整理のための方法等に関する情報を提供します。 主な関係先:－ 対象年齢期:成人期	4	2	(5)		
109	消費生活センター	様々な年齢層が参加することができるよう消費者教育に関する講座を開催します。 主な関係先:－ 対象年齢期:小学生期～成人期	4	2	(5)		巡回講座回数、受講者数(回、人)
110	消費生活センター	消費生活センター資料情報コーナーの資料・掲示物・配架物等を充実させ、消費生活センター利用者を増進させます。 主な関係先:－ 対象年齢期:全世代	4	2	(5)		利用者数(人)
111	環境衛生課	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、啓発を行います。 主な関係先:－ 対象年齢期:全世代	4	2	(5)	新規	

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
112	こども企画課	実行委員会事務局として、事業者やボランティアと連携し、こどもが仕事や買い物などの疑似体験をして社会へ参加することなどを学ぶ「こどものまちCBT」を開催します。 主な関係先: 事業者、ボランティア 対象年齢期: 小学生期～高校生期	4	2	(5)	新規	参加者数(人)
113	経済企画課	大学や地元商店・商業施設、企業等と連携し、起業体験などの実体験を通して経済の仕組みを学ぶ「ちばっ子商人育成スクール」(キッズ・アントレプレナーシップ教育の推進)を実施します。 主な関係先: 大学、事業者 対象年齢期: 小学生期、中学生期、高校生期	4	2	(5)		事業数、受講者数(事業、人)
114	住宅政策課	マンションの適正管理の必要性等を啓発するため、マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催します。 主な関係先: ー 対象年齢期: 成人期	4	2	(5)		実施回数、受講者数(回、人)
115	住宅政策課	地震による住宅の倒壊等の被害から市民を守るため、耐震診断・耐震改修の重要性や助成制度を学ぶ出前講座を開催します。 主な関係先: ー 対象年齢期: 成人期	4	2	(5)		実施回数、受講者数(回、人)
116	生涯学習振興課	公民館や生涯学習センターにおいて様々な年齢層が参加することができるよう、消費生活に関連する講座を開催します。 主な関係先: 公民館、生涯学習センター、事業者、環境NPO 対象年齢期: 全世代	4	2	(5)		実施回数、受講者数(回、人)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題2__自立した消費者になるための教育(分類6__消費者教育を促進するための取り組み)							
117	消費生活センター	消費者教育担当課やちばし消費者応援団等と連携し、消費者教育に関する啓発等を行います。 主な関係先:庁内関係課、ちばし消費者応援団 対象年齢期:全世代	4	2	(6)	新規	実施回数(回)
118	消費生活センター	消費者教育を推進するため、個人を対象にちばし消費者応援団を募り、消費者教育の実践を支援します。 主な関係先:― 対象年齢期:成人期	4	2	(6)	新規	個人会員数(人)
119	消費生活センター	市が主催又は後援・共催する消費者教育に関連するイベントや啓発資料等の情報を一元化し、市民に情報提供します。 主な関係先:庁内関係課、消費者教育に関する活動を行っている団体及び事業者 対象年齢期:全世代	4	2	(6)	新規	
120	消費生活センター	様々な講座・講演会等でアンケートを実施し、消費者の要望に応じた講座等を実施します。 主な関係先:― 対象年齢期:小学生期～成人期	4	2	(6)		

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
121	消費生活センター	学ぶ時間をとることが困難な成人期の市民等に対し、消費者教育を受ける機会を提供します。 主な関係先:－ 対象年齢期:成人期	4	2	(6)	新規	
122	指導課	消費者教育の推進のため、教員や学校に対し、情報提供や研修を行います。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期～成人期(特に若者)	4	2	(6)		実施回数、受講者数(回、人)
	教育センター						

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題3__事業者及び事業所への教育(分類1__事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進)							
123	消費生活センター	消費者トラブルの防止のため、事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営に関する研修を実施します。 主な関係先:－ 対象年齢期:成人期	4	3	(1)		実施回数、受講者数(回、人)
124	消費生活センター	消費者トラブル防止のため、事業者に対し、消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向的経営に関する意見交換を行います。 主な関係先:－ 対象年齢期:成人期	4	3	(1)		事業者数(事業者)
125	廃棄物対策課	ごみの減量やリサイクルに関する意識の高揚を図るため、事業者向け広報誌「リサイクルリーナー」等を発行し啓発を行います。 主な関係先:－ 対象年齢期:成人期	4	3	(1)		配布部数(部)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題3__事業者及び事業所への教育(分類2__職域における消費者教育の促進)							
126	人材育成課 消費生活センター	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための教育を実施します。 主な関係先: ー 対象年齢期: 成人期(特に若者)	4	3	(2)		実施回数、受講者数(回、人)
127	消費生活センター	事業者・事業者団体と連携し、新入社員等に対し消費者トラブル防止のための講座を実施します。 主な関係先: 事業者、事業者団体 対象年齢期: 成人期	4	3	(2)		実施回数、受講者数(回、人)
128	消費生活センター	消費者教育担当課が連携した取り組みを行えるよう、職員に対して消費者教育に関する研修を実施します。 主な関係先: 庁内関係課 対象年齢期: 成人期	4	3	(2)		実施回数、受講者数(回、人)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題4__担い手の育成・支援(分類1__関係機関との連携)							
129	消費生活センター	消費者教育ワーキンググループ等を通して教育委員会と連携し、学校における消費者教育の推進を図ります。 主な関係先:教育委員会、学校 対象年齢期:小学生期、中学生期、成人期	4	4	(1)		
130	環境保全課	市民、事業者、学識経験者等から構成されるちばし温暖化対策フォーラムを運営し、市民や事業者に対する啓発活動を行います。 主な関係先:市民、事業者、学識経験者、学校関係者、環境NPO、地球温暖化防止活動推進員、千葉県地球温暖化防止活動推進センター 対象年齢期:全世代	4	4	(1)		実施回数、参加者数(回、人)
131	生涯学習振興課	国際理解教育に係る取組みを行う千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援します。 主な関係先:千葉ユネスコ協会 対象年齢期:全世代	4	4	(1)		

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
基本的方向4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) 課題4__担い手の育成・支援(分類2__地域団体や事業者等の消費者教育活動支援)							
132	市民自治推進課	千葉市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供、活動場所の提供や活動に関する相談などを行います。 主な関係先: ボランティア団体、NPO団体 対象年齢期: 中学生期～成人期	4	4	(2)		施設貸し出し回数、登録団体数(回、団体)
133	消費生活センター	消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等を「ちばし消費者応援団」として登録し、その活動を支援することで、消費者教育を推進します。 主な関係先: 地域団体、事業者 対象年齢期: 全世代	4	4	(2)		団体会員数(団体)
134	消費生活センター	千葉市民活動支援センターと連携し、消費者団体の活動促進を図ります。 主な関係先: 千葉市民活動支援センター 対象年齢期: 全世代	4	4	(2)		
135	消費生活センター	ちばし消費者応援団の活動を支援するため、登録者に対し消費生活センター内の諸室の貸し出し、ポスター掲示や資料の配架等を行います。 主な関係先: ー 対象年齢期: 成人期	4	4	(2)	新規	貸出回数(回)

番号	所管課	施策の内容	基本的 方向	課題	分類	備考	指標(単位)
136	地域福祉課	市及び各区のボランティアセンターにおいて、ボランティア活動を支援するための情報提供や講座の開催、活動施設及び書籍の貸出を行います。 主な関係先: ボランティア団体 対象年齢期: 小学生期～成人期	4	4	(2)		講座回数、受講者数(回、人)
137	環境保全課	大草谷津田いきものの里等で自然保護活動を行っているボランティア団体の講習会や普及啓発などの活動を支援します。 主な関係先: ボランティア団体 対象年齢期: 高校生期、成人期	4	4	(2)		
138	廃棄物対策課	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」協定店の取り組みの周知を図ります。 主な関係先: 事業者 対象年齢期: 全世代	4	4	(2)		ちばルール協定店件数(事業者、店舗)
139	収集業務課	古紙・布類を回収する集団回収団体の支援を通じて、ごみ減量・再資源化活動を推進し、あわせてごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図ります。 主な関係先: 集団回収団体 対象年齢期: 全世代	4	4	(2)		回収量(t)
140	生涯学習振興課	ちば生涯学習ボランティアセンター(生涯学習センター内)において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行い、消費者教育に関連する分野で活動するボランティア団体等を支援します。 主な関係先: ボランティア団体 対象年齢期: 高校生期、成人期	4	4	(2)		